

令和3年(2021年)12月

校則の見直し等の取組について

八代工業高等学校定時制 校則検討委員会

1 校則の見直し等の取組の背景と目的

文部科学省初等中等教育局児童生徒課は、令和3年6月8日付け事務連絡において校則の見直し等に関する取り組み事例について各学校に通知を行った。(以下一部抜粋)

昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった旨の指摘もされている。

生徒指導提要(平成22年3月文部科学省)においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において定められるものである。校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について生徒・保護者との間に共通理解をもつようにすることが重要である。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の伸展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなる。

2 校則の定義

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。(生徒指導提要(平成22年3月文部科学省)より抜粋)

3 校則見直しの視点

- (1) 人権尊重の精神に立った内容・表現であること
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲になっていること
- (3) 必要最小限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること
- (4) 校則をホームページに公開し、周知を図ること
- (5) 生徒・保護者等が何らかの形で参加できる校則見直しの工夫がなされ、その手順等が提示されていること。また、校則見直し・検討の取組を年に1回は実施すること。

4 校則検討委員会 構成員(12名)

生徒会：会長、副会長、書記

PTA：会長、副会長、副会長

教職員：教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、人権教育主任、生徒会顧問1名

※委員長はPTA会長、副委員長は教頭、生徒会長とする。

5 見直しの手順

